令和6年度 県の予算・制度に関する要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、子ども達の笑顔が輝き、未来に希望を抱くことができる「幸せ色あふれるまち」を実現するために、「子育て」、「教育」、「まちづくり」に重点を置きながら、起業・産業支援をはじめ、健康・福祉、災害・安全対策、環境対策など幅広い分野において施策を総合的に推進することで、皆様から「子育てするなら相模原」、「教育を受けるなら相模原」、「起業するなら相模原」、「第2、第3の人生を楽しむなら相模原」と言っていただき、選んでいただけるまちづくりに取り組んでおります。

これらの市政を推進するに当たりましては、今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大、公共施設の老朽化への対策など多くの課題を抱えており、引き続き、厳しい行財政運営が続くことが見込まれますことから、令和3年4月に「相模原市行財政構造改革プラン」を策定し、将来に渡り持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組を進めているところです。

本要望書は、本市が目指すまちづくりを実現するため、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和6年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項 への特段の御配慮をお願いいたします。

令和5年12月 相模原市長 本村賢大郎

目 次

重点要望事 項	重	点	要望	皇事	頂
----------------	---	---	----	----	---

1	原油価格・物価局騰の影響に伴つ事業者等への継続的支援【 <u>新規</u> 】	1
2	県民の水がめとしての重要な役割を担う水源環境の保全・再生施策の	
	充実等【継続】	3
3	中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援について【 <u>新規</u> 】	5
4	広域観光を見据えた津久井湖観光センターの機能確保【継続】	6
5	宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進【 <u>新規</u> 】	7
6	ナラ枯れ被害対策の推進【継続】	8
7	小児医療費助成制度の拡充【継続】	9
8	重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】	10
9	令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進	
(1)二級河川境川の改修【継続】	11
(2)土砂災害対策の推進【継続】	12
3 指	定都市共通項目	
10	旧耐震基準の分譲マンションについての耐震支援策の拡充【継続】	13
要望	皇事項	
11	自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】	14
12	野生鳥獣の被害対策の充実【継続】	16
13	特性外来生物の主体的な防除の実施【継続】	18
14	新型コロナウイルス感染症対策に対する継続的支援【継続】	19
14 15	新型コロナウイルス感染症対策に対する継続的支援【継続】 広域交通網の整備への支援【継続】	
		20
15	広域交通網の整備への支援【継続】	20 21
15 16	広域交通網の整備への支援【継続】 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】	20 21 22
15 16 17	広域交通網の整備への支援【継続】	20 21 22 23

21	歩行者等の安全確保対策の推進【総	継続 】	2	6
----	------------------	------	---	---

重点要望事項

1 原油価格・物価高騰の影響に伴う事業者等への継続的支援【新規】

産業労働局 中小企業部 中小企業支援課

環境農政局 農水産部 畜産課

健康医療局 保健医療部 医療課

【要望事項】

原油価格·物価高騰の影響を受けている事業者等に対して、適時、適切な支援を実施すること。

【要望の説明】

昨今の急激な物価高騰等は、地域の経済活動や医療体制の維持に甚大な影響をもたらしており、今後、影響が長期に及ぶことも懸念されます。

こうしたことから、物価高騰等の影響を受けている事業者等に対して、適時、適切な支援策 を実施するよう要望します。

1.事業者支援について

県では、これまで事業継続を下支えするため、ビジネスモデル転換の補助や中小企業融資制度等を実施するとともに、消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援する消費喚起対策事業に取り組む経費への補助等を実施してきたと承知しております。

来年度においても事業者へ継続的な支援を実施するとともに、地域経済の活性化に繋がる 支援をより一層充実するよう要望します。

2. 畜産農家の事業継続支援について

国においては、配合飼料価格安定制度により、畜産農家の経営安定が図られ、令和5年度からは新たな特例を設け補塡の発動条件が整理されたところですが、生産費を畜産物価格に転嫁することは現状では困難であり、飼料・牧草価格が継続して上昇及び高止まりする場合は、畜産業の継続が厳しい状況となります。

こうしたことから、経営の安定を図るため、飼料価格が継続的に上昇及び高止まりする状況下においても畜産農家が十分な補塡が受けられるよう、配合飼料価格安定制度のさらなる見直しや、牧草などへの支援制度を新設することを国に働きかけることを要望します。

また、県においても、早期の畜産農家の経営の安定化を図るため、県独自の持続的な支援策を講じることを要望します。

3.医療機関への支援について

原油価格・物価高騰の影響については、値上がり分をサービスの受益者に価格転嫁することも考えられますが、病院等の医療機関においては、健康保険法上の定めにより、入院患者から費用徴収することができないため、値上がり分については、医療機関が負担している状況にあります。

国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充を受け、県では令和 5年度 5月補正予算において、物価高騰対策に係る医療機関への支援の財政的措置を講じたと承知しておりますが、物価高騰が続くと見込まれる中、地域医療体制の確保に影響を及ぼすことがないよう、来年度以降も引き続き県において広域的な支援を行うことを要望します。

【要望の担当】

環境経済局 地域経済政策課長	小泉	邦正	042-707-7542
環境経済局 農政課長	髙野	弘明	042-769-8239
健康福祉局 保健衛生部 医療政策課長	井上	美紀	042-769-9230

2 県民の水がめとしての重要な役割を担う水源環境の保全·再生施策の充実等 【継続】

環境農政局 緑政部 水源環境保全課 環境農政局 緑政部 森林再生課

【要望事項】

「かながわ水源環境保全·再生施策大綱」(平成19年度~令和8年度)に基づく取組を充実するとともに、令和9年度以降も、水源環境の保全·再生のための取組を継続できるよう、その財源確保を含む必要な措置を講じること。

【要望の説明】

本市は県内の上水道の水源の約6割を占める相模川水系を支える相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えており、県民の水がめとしての重要な役割を担う水資源を有しています。また、市域の約6割を森林が占め、豊かな水資源の確保のために重要な水源涵養機能を担っています。

県は、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(以下、「施策大綱」という。)と施策大綱に基づく「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、水源環境の保全・再生に取り組まれていますが、施策大綱の終了後においても、かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくため、各種取組の充実及び継続的な推進を行うことを要望します。

1. 森林の集約化の実施

第4期実行計画では、施策大綱期間終了後を見据えて、その後も継続して実施する必要がある事業については、特別対策事業に位置付けて積極的に実施していくことが謳われています。

一方、施策大綱終了後は、県がこれまで公的に管理していた森林が森林所有者等に段階的に返還され、その後は民間主体による森林管理が期待されていますが、民間が自立的・持続的に森林を管理していくためには、管理する森林の集約化は必要不可欠です。

施策大綱終了後を見据え、民間における森林の集約化が円滑に進むよう、第4期実行計画期間内において、長期施業受委託や経営計画により民間が主体的に管理している森林と一体的に実施することが望ましい県管理森林を集約化し、民間事業体が将来にわたり一体的に管理できる方策の検討を要望します。

2. 生活排水処理に対する支援強化

本市では、富栄養化にある湖の水質改善のため、相模湖、津久井湖などのダム集水区域において、公共下水道及び窒素・リンを除去する市設置高度処理型浄化槽の整備を進めていますが、水源環境を保全するためには、整備後も適切に維持管理することが重要です。

維持管理については、特に高度処理型浄化槽の設置基数の増加に伴い、維持管理費が 年々増加し、本市の負担が大きくなっています。

平成29年に水源環境保全·再生市町村補助金交付要綱が改正され、リン除去効果を継続的に発揮させるため、浄化槽設置時に20年分の「高度処理費」が交付されるようになりました。

将来にわたり水源環境を保全するためには、リン除去装置の更新を継続する必要があることから、「高度処理費」について、恒久的な財政支援を講じるよう要望します。

3.施策大綱終了後の令和9年度以降における継続的な取組の推進

県では、施策大綱に基づき、荒廃した森林の整備や生活排水処理対策などに取り組み、大きな成果を上げているところですが、その一方で、令和元年東日本台風等による大規模な森林被害など、施策開始当初は想定されなかった新たな課題も生じております。

施策大綱は、令和8年度をもって終了の予定となっていますが、自然災害の激甚化・頻発化への対応やSDGsの推進、さらには脱炭素社会の実現など、近年の社会的課題を踏まえると、森林の適正管理は、今後ますます重要となってきます。

かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくためには、保全・再生された水源環境を将来にわたり維持するための長期的に継続した取組が必要であることから、森林の適正管理に係る市有林、財産区有林及び私有林に対する支援や河川・水路における自然浄化対策の推進など、現行の水源環境の保全・再生施策が継続されるよう、県の責任において、水源環境保全税の存続又は別財源の確保等により、必要な措置を講じることを要望します。

(要望の担当)

環境経済局 森林政策課長	田倉	五己	042-780-5270
都市建設局 土木部 河川課長	加藤	弘文	042-769-8273
都市建設局 土木部 津久井下水道事務所長	樋口	伸一	042-780-1409
緑区役所 区政策課長	有馬	真一	042-775-8802

3 中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援について【新規】

健康医療局 保健医療部 医療課

【要望事項】

中山間地域(津久井·相模湖·藤野)の持続可能な医療体制の確保に係る取組について、必要な支援を行うこと。

【要望の説明】

本市の津久井地区・相模湖地区及び藤野地区(以下「中山間地域」という。)においては、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等のリスクへの対応、人口減少等を背景とした受診者数の減少、医師・看護師などの医療従事者の安定的な確保が難しいことなど、医療に関わる課題が生じており、現在、中山間地域における持続可能な医療の在り方について検討を行っているところです。

こうした中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、医師・看護師等の医療従事者の 安定的な確保に向けた取組や在宅医療の充実に向けた施策等への助言、地域医療介護総合 確保基金等による財政的支援を要望します。

また、本市中山間地域の中では、準無医地区の指定要件に該当する地区があることから、県として、今後、県内の無医地区等に係る実態について改めて把握し、必要な「へき地医療の保健医療対策」を検討するよう要望します。

【要望の担当】

健康福祉局 地域医療対策室 大賀 秀一 042-769-9230

4 広域観光を見据えた津久井湖観光センターの機能確保【継続】

(要望事項)

国際文化観光局 観光課

津久井湖観光センターについて、広域観光促進の拠点として引き続き神奈川 県において機能を確保すること。

【要望の説明】

水源地として豊かな自然を有する本市津久井地域は、東京都・山梨県と隣接する立地と、圏央道相模原ICをはじめとしたアクセス性の良さから、ハイキングやキャンプ、サイクリングといった魅力的な観光資源として今後の発展が期待されるとともに、津久井地域だけでなく、東京都、山梨県、県内観光地と組み合わせた広域周遊の促進を担う、神奈川県の玄関口としての役割が期待される地域です。

この地域の中心的な存在である津久井湖観光センターは、城山ダム建設を契機に地域の観光振興を目的として昭和43年に竣工された県有施設であり、当該センターは本市が借り受け、津久井観光協会が観光情報や地場産品を多くの来訪者に提供しているところです。

そのような中、センターは築50年が経過し施設の老朽化が進んでおり、センターを基幹の 拠点施設とした広域の観光振興を図る構想が作成されるなど、地域団体からは建替えを契機 とした再整備について要望の声があがっています。

このため、地元の要望を踏まえ、当該センターを広域観光を促進する拠点として、引き続き 神奈川県において機能確保等の対応をしていただくよう要望します。

【津久井湖観光センターの概要】

	,	1110241	
所在地	相模原市緑区太井1274-2(県立津久井湖城山公園花の苑地内)	市緑区太井)
設置年月日	昭和43年竣工(昭和44年3月供用開始)	年竣工(昭	
設置目的	観光客の休憩、地域特産品販売、観光情報提供等	の休憩、地域	
構造等	RC造2階建て 敷地面積1,050.95㎡、延床面積 619.11㎡	階建て 敷坩	
	(1F:事務室、物販スペース及び会議室 2F:展示室及びトイ	務室、物則	ィレ
経過等	・昭和44年3月 県有施設として供用開始	4年3月 県	
	津久井町により運営を行う	津	
	・平成2年4月 同町からの委託により津久井観光協会が運営	年4月 同	
	・平成30年8月 地域団体から県へ同センターの将来構想に	0年8月 地	
	係る要望を提出	係	
	・令和元年5月 地域の将来ビジョンと同センターのあり方を地域区	定年5月 地	വ
	体から提案するよう県から本市へ依頼	体	
	・令和 2年 2月 同協会が将来ビジョン「津久井湖周辺観光	年2月 同	
	将来ビジョン」を策定し県へ提出	将	

【要望の担当】

市長公室 観光・シティプロモーション課長 市橋 剛輝 042-769-8236

5 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進【新規】

政策局 土地水資源対策課

【要望事項】

宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書に基づき、フィッシング利用が図られるよう引き続き関係機関等と連携した取組を推進すること。

【要望の説明】

平成11年3月に建設省(当時)、神奈川県、愛川町、清川村及び津久井町(当時)の5者は、宮ヶ瀬ダムの維持と保全を図りつつ、自然公園としての秩序ある利用を推進するとともに、地域振興を図るため、「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」を締結し、フィッシング利用を行うこととしているものの、いまだ実現には至っていません。

また、令和元年度末から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、密にならないアウトドアレジャーの需要が顕在化し、フィッシングの人気が高まっており、釣り場として開放されていない宮ヶ瀬湖は全国的に注目されている湖となっています。

5者間で締結をした基本協定書、さらに現在の社会的背景に鑑み、宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現を図ることは、本市のみならず、宮ヶ瀬湖周辺地域の発展に大きく寄与するものであると考えます。

現在、5者のほか、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化や振興などを図ることを目的として設立された公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を含めた6者でフィッシング利用に関する検討を進めているところですが、神奈川県におかれましては、引き続き関係機関等と連携した取組を主体的に推進していただくとともに、必要な予算を確保していただくよう要望します。

【要望の担当】

市長公室 観光・シティプロモーション課長 市橋 剛輝 042-769-8236

6 ナラ枯れ被害対策の推進 【継続】

環境農政局 緑政部 水源環境保全課

【要望事項】

ナラ枯れ被害対策について、公園や緑地における危険木の除却など、新たな支援策の創設をはじめとした財政支援の充実・強化を図るとともに、引き続き、国に対しても同様に働きかけること。

【要望の説明】

本市は神奈川県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えており、豊かな 水資源の確保には本市の森林における水源涵養機能が重要な役割を担っていますが、近年 ナラ枯れの被害が急速に拡大し、森林の保全への影響をはじめ、市街地にある公園や緑地で は、枯死木の倒木や落枝による人的・物的被害の発生も懸念されています。

県では、県内の被害の状況を踏まえ、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を策定し、 取組を進めていただいていることは承知しておりますが、ナラ枯れ被害対策の推進に当たって は、被害の状況に応じた予防対策や駆除対策に加えて、危険木の除却に今後も引き続き、取 り組む必要があります。

しかしながら、本市においては、財政的な課題から十分な対策が実施できていない状況となっており、県におけるナラ枯れ被害対策に係る補助事業は、予算規模が小さく、市街地における公園や緑地への対策を想定した制度ではありません。

こうしたことから、ナラ枯れ被害対策を推進し、市民の生命・財産を守るため、県においても、公園や緑地における危険木の除却など、新たな支援策の創設をはじめとした財政支援の充実・強化をお願いするとともに、引き続き、国に対しても同様に働きかけることを要望します。

被害本数推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被害発生市町村	14市4町	15市6町	19市11町1村	19市12町1村	19市10町1村
(全33市町村)	141546	1 2 1 5 0 1	ניף נייר ניירי פון פיי	19181241111	1916101111
県被害本数(本)	1,392	1,844	19,694	28,991	22,789
市被害本数(本)	2 9	6 2	1,122	1,475	1,111

【要望の担当】

環境経済局 森林政策課長	田倉 五己	042-780-5270
環境経済局 水みどり環境課長	宮野 賢一	042-769-8242
環境経済局 公園課長	石田 真也	042-769-8243

7 小児医療費助成制度の拡充 【継続】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課

【要望事項】

小児医療費の助成制度について、全国統一的な制度が創設されるよう国へ働きかけること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業は、平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始され、これまでの間、県においては補助対象年齢等の拡充を行っていただいているところです。

一方、全国的にも各地方公共団体がそれぞれに子どもの医療費助成制度を設けていることから、住んでいる地域によって、助成内容に相違が生じている状況です。県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て支援の充実を図るため、独自に対象年齢等の拡充が行われており、神奈川県内でも支援内容に相違が生じています。

少子化対策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要です。

こうしたことから、安心して子どもを産み育てる環境を整え、長期的に安定した助成制度となるよう、国による統一的な医療費助成制度の創設に向け、引き続き、市町村と共に、国に働きかけるよう要望します。

【要望の担当】

こども・若者未来局 子育て給付課長 吉成 靖幸 042-704-8908

8 重度障害者医療費助成制度の拡充 【継続】

福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

(要望事項)

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、精神障害者に対する制度の拡充を図ること。

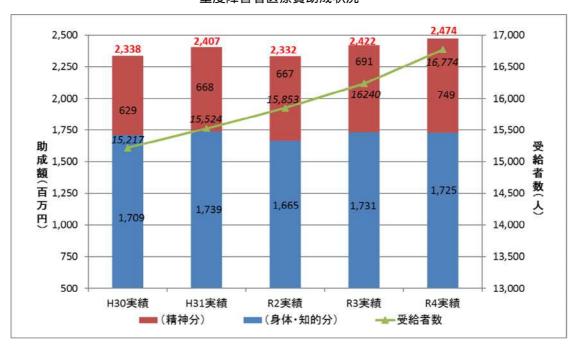
【要望の説明】

重度障害者医療費助成事業は、重度の身体・知的障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、昭和49年4月に県の100%負担として医療費助成が開始されました。その後、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉手帳制度が創設され、精神障害者に対する施策の充実も図られたところです。

県の補助制度においても、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院が新たに補助対象となりましたが、身体・知的障害者は入院も対象とされているなど、相違が生じている状況です。

本市では、障害者の経済的負担の軽減を目的に、平成16年10月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて助成を行っています。

令和5年4月現在で、県内の16市町村において、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院を含めた助成を行い、さらに7市町では2級の方も助成対象としている状況となっていることから、県においても、精神障害者に対する補助制度を拡充するよう要望します。



重度障害者医療費助成状況

【要望の担当】

健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課長 小原 隆 042-769-8355

9 令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進 (1) 二級河川境川の改修 【継続】

【要望事項】

県土整備局 河川下水道部 河港課

- 1 二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を進めること。
- 2 雨水管の放流抑制の見直しを行うこと。

【要望の説明】

本市と町田市の行政界を流れる境川において、昭和40年代から幾度となく集中豪雨等による氾濫により床上・床下浸水の被害を受けており、近年では、令和元年東日本台風でも浸水被害が発生し、沿川地域の住民は、集中豪雨等がある度に水災害への不安や対応を余儀なくされ、精神及び身体ともに大きな負担を強いられる状況となっております。

近年では、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により21世紀末には全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍の増加が見込まれており、令和3年度ではハード整備の加速化や治水計画の見直しに加え、下水道法や特定都市河川浸水被害対策法など関係する法律が改正され、「流域治水」の重要性はますます高まっているところです。

本市では、今後の気候変動の影響等を踏まえ、令和5年3月に第3次雨水対策基本計画を策定し、これまでの計画降雨51.1 mm/hに、1.1倍を乗じた56.2 mm/hに対応した雨水管整備を進めていく方針としました。一方、県においては、平成27年度に策定された「境川水系河川整備計画」に基づき、時間雨量概ね60mmに対応した河川改修を概ね30年間で行うこととしておりますが、整備が進んでいないことから、境川への放流量が抑制されており、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。

こうしたことから、県民・市民の生命・財産を守るため、境川水系河川整備計画に基づいた 早急な河川改修をお願いするとともに、放流量の抑制見直しの具体化について、より一層の取 組を進めるよう強く要望します。



令和元年東日本台風における被害状況



【要望の担当】

都市建設局 土木部 河川課長 加藤 弘文 042-769-8273 都市建設局 土木部 下水道経営課長 齋藤 みゆき 042-707-1890

9 令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進 (2)土砂災害対策の推進 【継続】

環境農政局 緑政部 森林再生課

(要望事項)

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策(抜本的な防ぎょ対策工事等)及び治山事業の更なる推進を図ること。

【要望の説明】

県においては、土砂災害対策として「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていると承知しています。

また、森林の維持造成を通じて山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、「森林法」に基づき治山事業を行っていると承知しております。

本市では、令和元年東日本台風において、「土石流」や「がけ崩れ」が多数発生し甚大な被害を受けるとともに、避難場所が不足したことから、指定緊急避難場所を追加指定し、早めの避難行動を促しているところです。

こうした中、令和3年5月25日に、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域等が追加 指定されたことから、多くの人家や避難経路が土砂災害特別警戒区域内に位置することとなり ました。

土砂災害防止施設の整備には、多大な費用と相当な期間を有することは承知しておりますが、市立藤野北小学校をはじめとする小中学校等の教育施設や、人家が多い箇所はもとより 避難経路の危険箇所を解消するためにも、抜本的な防ぎょ対策工事等の更なる推進を要望します。

また、令和元年東日本台風により被害のあった山林のうち、緊急に復旧しなければならない 箇所の多くが完了している状況であると承知しておりますが、未だ復旧していない箇所もあり、 二次的被害が生じることが懸念されることから、森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に 向けた治山事業の更なる推進を要望します。

【要望の担当】

危機管理局 危機管理課長	佐野 強	史 042-769-8208
環境経済局 森林政策課長	田倉 五	己 042-780-5270
教育局 学校教育部 学校施設課長	米山 守	042-707-7051

3指定都市共通項目

10 旧耐震基準の分譲マンションについての耐震支援策の拡充 [継続]

【3指定都市共通項目】

(要望事項)

くらし安全防災局 防災部 消防保安課

住宅の総合的な耐震対策を推進するため、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、耐震改修設計費及び耐震改修工事費を補助制度の対象とすること。

【要望の説明】

本市では「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、令和4年3月に「第3次相模原市耐震改修促進計画」を策定し、令和12年度までに住宅の耐震性が不十分なものをおおむね解消するという目標に向けて、耐震化の取組を進めているところです。

市内の住宅の耐震化率は94.6%(令和4年度末現在)となっており、目標達成に向けては、 防災上の観点からも、更なる取組を推進していく必要がありますが、特に民間マンションについては、今後、建物の老朽化や所有者の高齢化に伴い、耐震化の難易度が急速に高まり、対策のための行政負担が増大することが懸念されます。

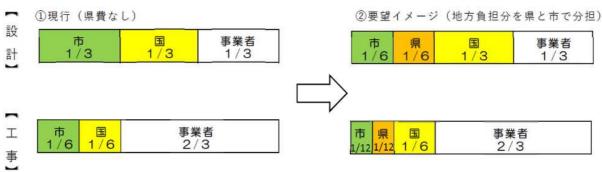
こうしたことから、県と市の適切な役割分担の下、連携して耐震対策を推進するため、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」において補助対象とされていない耐震改修設計費及び耐震改修工事費についても補助対象とすることを要望します。

民間マンション耐震対策に係る負担割合

555		地 方		-
		市	県	玉
耐	耐震診断(補助率5/6)	1/4	1/4	1/3
震対	耐震設計(補助率2/3)	1/3	補助対象外	1/3
策	耐震改修(補助率1/3)	1/6	補助対象外	1/6

【要請】民間マンションの耐震改修事業についても、耐震診断と同様に、 地方負担分を県と市が連携して分担すること

耐震改修設計費、工事費の要望イメージ



【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課長 森 英紀 042-769-8252

要望事項

11 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進 【継続】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

【要望事項】

警察本部 交通部 交通指導課 交通総務課

- 1 危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化などルール遵守につながる 取組をより一層推進すること。
- 2 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢 運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車や高齢者が関係する事故の割合が高く、令和5年度は中央区及び南区が自転車事故多発地域に指定されており、地域や関係団体と連携し、 様々な対策に取り組んでいるところです。

また、高齢化の急速な進展による高齢運転者の増加に伴い、高齢運転者の関係する交通事故の増加が懸念されることから、高齢運転者の運転免許の自主返納への取組が重要となっております。

自転車利用者の安全対策や高齢運転者対策については、県、警察、市や地域が一体となった広域的な取組も必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化し、各団体の責任や適切な役割分担に基づいた効果的な対策が講じられるよう要望します。

1.ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市では、地域や警察、交通安全団体と連携した啓発活動に取り組んでいるところですが、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化など、交通ルール遵守の徹底に向けた一層の取組を進めるよう要望します。

2. 高齢運転者の免許返納促進策について

県において、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、賛同いただける企業等を増やすなどの環境整備に努めていただいていることは承知しておりますが、交通事業者による割引制度の導入など、更なる支援策の拡充等、効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全交通事故件数	2,770件	2,546件	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991件
自転車事故件数	860件	771 件	681件	648件	703 件	627 件
市自転車事故の構成率	31.0%	30.3%	30.7%	32.8%	33.2%	31.5%
県自転車事故の構成率	22.9%	23.2%	23.3%	24.4%	25.1%	25.6%

本市における高齢者事故件数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全交通事故件数	2,770 件	2,546件	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991件
高齢者事故件数	886 件	802 件	746 件	672 件	745 件	683 件
市高齢者事故の構成率	31.9%	31.5%	33.7%	34.0%	35.2%	34.3%
県高齢者事故の構成率	32.3%	33.3%	34.2%	34.0%	33.4%	33.4%

【要望の担当】

市民局 交通・地域安全課長 阿部 建治 042-769-8229

12 野生鳥獣の被害対策の充実 【継続】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

(要望事項)

野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少させるため、隣接都県と連携した被害対策を講じるとともに、野生鳥獣を介しヤマビル・マダニの被害区域が拡大していることから、対策に要する財政支援を要望する。

【要望の説明】

農地と宅地が一体となった集落環境を形成する本市の中山間地域においては、野生鳥獣による農作物被害等は耕作意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大することで、集落そのものを衰退させる大きな要因の一つとなっています。

神奈川県においては、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣被害対策事業の推進に、多大なる支援をいただいているところですが、引き続き、鳥獣被害の軽減、根絶に向けた支援策を講じるよう要望します。

1.ヤマビル・マダニの被害対策について

ヤマビル被害は、シカ、イノシシ、登山者等を介し、被害区域が拡大しています。令和5年度、本市では、県の「多様な主体による活動スタートアップ事業」を活用し、ヤマビル対策の実証実験を行っておりますが、対策の効果が見込まれることから、市ではヤマビル対策事業の補助対象団体の増加を検討しています。つきましては、ヤマビル対策事業費補助金についても、実態に合わせた増額を要望します。また、マダニに対する知識、被害情報及び対策等の発信も併せて要望します。

2. 県境を跨ぐ行動域を持つニホンザル対策について

県境を跨ぐ行動域を持つニホンザルについては、近隣都県市では、追い上げ、追い払いよりも、銃等による捕獲を優先しており、県が行っている「適正規模の群れ管理」への影響が懸念されることから、近隣都県市と連携し、周辺地域が一体となった広域的かつ効果的な被害対策を推進するよう要望します。

3.鳥獣保護管理対策の財政的支援について

県が集計する「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」は、国の指針に基づき、出荷用農作物のみを対象とし、自家消費用農作物の栽培が多い本市の中山間地域の被害実態が反映されていないことから、県においては、独自の調査方法を確立するなど、現状把握に努め、地域の実情に応じた柔軟な事業計画の承認と、被害実態を踏まえた予算配分とするよう要望します。さらに、鳥獣保護管理対策事業予算の確実な確保に向けて、引き続き、国に対して働きかけるよう要望します。

4.ツキノワグマの学習放獣地等について

本市の津久井地域は野生鳥獣による農作物被害が著しいことから、地域の方や関係団体、

行政が一体となり、「地域ぐるみの被害対策」を推進しています。当該地域には、県の絶滅危惧種に指定されているツキノワグマも生息しており、イノシシ、シカ捕獲用のくくり罠による錯誤捕獲が発生しています。

錯誤捕獲されたクマは、学習放獣を原則としていますが、放獣先の近隣住民から、放獣についての理解を得難く、やむなく捕殺となってしまう状況が続いております。

こうしたことから、県内市町村が共同で使用できる放獣場所の設定や、動物園などの民間への引渡し、放獣先を調整している間の一時保護施設の設置などの対策を早急に検討するよう要望します。

【要望の担当】

緑区役所 区政策課長 有馬 真一 042-775-8852

13 特定外来生物の主体的な防除の実施 【継続】

【要望事項】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

特定外来生物の生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を県の責任において主体的に実施すること。

【要望の説明】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正により、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務が明記され、都道府県は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講じることが義務となっております。

特定外来生物は、在来種の捕食や生息場所の侵略、交雑による遺伝的なかく乱など、地域の生態系に甚大な被害を及ぼし、生物多様性保全の大きな妨げとなっていることから、県の責任において、対策を講じるよう要望します。

特に、近年、本市におけるアライグマの生息区域は拡大傾向にあります。アライグマによる被害は、農作物被害だけでなく、生活被害においては、糞尿等による家屋の損傷や人間への病原菌の感染も懸念されるところです。また、野良猫の不妊去勢手術等のため設置した箱罠に、錯誤捕獲されたアライグマを、放獣する事例もみられることから、特定外来生物のアライグマの対応について、広く周知する必要があります。

こうした状況を踏まえ、神奈川県アライグマ防除実施計画へ、計画的かつ具体的な駆除方法を明記するとともに、さらなる財政支援を要望します。

【要望の担当】

縁区役所 区政策課長 有馬 真一 042-775-8802 環境経済局 水みどり環境課長 宮野 賢一 042-769-8242

14 新型コロナウイルス感染症対策に対する継続的支援 【継続】

健康医療局 医療危機対策本部室

(要望事項)

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、今後の感染状況や変異株の状況、 医療提供体制等を見極めながら、引き続き、県内統一した適切な感染症対策を 図ること。

また、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する医療機関や高齢者施設等に対する、国の新たな事業や継続事業における県の支援内容、財政措置等について、これまでと同様に、事前の情報提供や十分な協議、調整を行うこと。

【要望の説明】

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となり、陽性患者の把握が全数把握から定点把握に変更されるとともに、入院調整についても原則、医療機関間による調整に移行するなど、保健所における対応が他の5類感染症と同様の対応となりました。

県におかれましては、これまで、県内市町村の先頭に立って「神奈川モデル」に基づく医療提供体制の確保や患者支援など、様々な取組に対して御尽力いただくとともに、5類感染症への移行に当たっても、リーダーシップをとっていただき、県内統一の下、円滑に移行できたことに厚く御礼申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、現在の変異株は感染力が強く、 今後も一定の流行が続くことが見込まれることや、新たな変異株も懸念されることから、医療 提供体制等を見極めながら、引き続き、県内統一した適切な感染症対策が図られるよう要望 します。

また、高齢者や基礎疾患がある方などの重症化リスクが高い方が多く入院・入所する医療機関や高齢者施設等に対して、国において新たな事業等を実施する場合には、それに対する県の支援内容や財政措置等について、これまでと同様に、事前の情報提供や十分な協議、調整を行っていただくことを要望します。

【要望の担当】

健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課長 仕明 亮太 042-769-8260

15 広域交通網の整備への支援 【継続】

県土整備局 都市部 交通企画課

(要望事項)

小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」で示された収支採算性等の課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うこと。

【要望の説明】

小田急多摩線延伸(唐木田~上溝)については、これまでも小田急多摩線延伸に関する関係者会議に参画いただくなど、支援をいただいているところです。また、令和4年3月に改定された「かながわ交通計画」においては、上溝以西の田名地区、愛川・厚木方面への延伸について、構想路線として位置付けられたところです。

交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、 収支採算性、 費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討、 都県境を跨ぐ路線 として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されている中、延伸の実現に 向けて、こうした課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な 支援を行うことを要望します。



【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課長 歌田 平 042-769-8249

16 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】

県土整備局 都市部 都市公園課

(要望事項)

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域的な防災拠点としての機能の検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応 や広域的な防災拠点との考え方を示し、本市と災害時の活用方法について調整しているとこ るですが、本市としても警察機関や自衛隊等が集結するための広域応援活動拠点としての使 用等、広域的な防災拠点としての有効性が高い区域であることから、拡大区域を含む全域の 開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。



【要望の担当】

危機管理局 危機管理課長佐野 強史042-769-8208環境経済局 公園課長石田 真也042-769-8243

17 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援 【継続】

教育局 指導部 高校教育課

【要望事項】

県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域(藤野地区及び相模湖地区)に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

【要望の説明】

本市の津久井地域においては、県立高等学校が少ないことや交通の状況から、厳しい通学環境におかれている生徒が多くいます。

特に、藤野地区・相模湖地区の生徒が県立高等学校に通学するためには、バスで最寄り駅へ行き、JR中央線八王子駅を経由し、横浜線沿線の橋本、相模原方面に向かうこととなり、非常に長時間の通学を余儀なくされることから、通学の利便性が高いJR中央線沿線の東京都立高等学校への進学を希望する生徒が一定数おります。

こうしたことから、本市の特定の地域(藤野地区及び相模湖地区)に居住する生徒が都立 高等学校へ進学することが可能となる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかける ことを要望します。

【要望の担当】

教育局 学校教育部 学校教育課長 三谷 将史 042-769-8284

18 特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置について 【新規】

教育局 支援部 特別支援教育課

【要望事項】

市内の県立特別支援学校高等部において視覚・聴覚部門を設置すること。

【要望の説明】

本市では、県立相模原中央支援学校の小・中学部に視覚・聴覚部門が設置されており、市内 在住で学びの場に視覚・聴覚部門が適当であると判断された児童生徒が通学しているところで す。

しかし、同校の高等部には、視覚・聴覚部門が設置されておらず、進学を希望する生徒は市外・県外への遠距離通学、または寄宿舎で家族から離れての生活を余儀なくされており、生徒や保護者の経済的・心理的負担が大きい状況となっています。

つきましては、視覚・聴覚部門に該当する生徒の高等部進学に当たっての負担軽減、地域に おいて充分な学びの場を確保するために、相模原中央支援学校をはじめとした、市内全域の県 立特別支援学校の高等部において、視覚・聴覚部門を設置することを要望します。

相模原市内の特別支援学校

学校名	部別	分教室
津久井支援学校	小·中·高(知的障害·肢体不自由)	
相模原支援学校	小·中·高(知的障害)	橋本分教室
相模原中央支援学校	幼·小·中(視覚障害·聴覚障害)	
	小·中·高(知的障害·肢体不自由)	

【要望の担当】

教育局 学校教育部 青少年相談センター所長 加藤 政義 042-769-8285

19 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化【継続】

教育局 支援部 特別支援教育課

【要望事項】

- 1 特別支援学校のセンター的機能を市立小中学校が十分に活用できるよう、特別支援学校に係る教員定数の改善を国に対して働きかけること。
- 2 医療的ケア実施校に対する看護師の巡回派遣等の支援や看護師のスキルアップ研修を実施すること。

【要望の説明】

本市では、インクルーシブ教育を推進する観点から、全校に特別支援学級を設置し、令和元年度からは医療的ケアも実施してきました。また、今年度から常勤の看護師を教育委員会に配置し、市内の医療的ケア実施校に対する巡回相談を開始したところです。

しかし、特別支援学級は急激に増加しており、また医療的ケア児も増加傾向にあることから、 特別支援学級の担任教諭や医療的ケアを実施する看護師の専門的なスキルの向上が急務で あり、これまで以上に特別支援学校のセンター的機能の活用が必要な状況となっています。

また、令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児等に対する支援に関し、 地方公共団体の責務が規定されました。

つきましては、小中学校が十分にセンター的機能を活用できるよう、支援体制強化のため、 特別支援学校に係る教員定数の改善を国に対して働きかけることを要望するとともに、医療 的ケアについては、宿泊を伴う行事への支援方法や福祉機関との連携など、様々なケースに 適切に対応できるよう、県と協力できるシステムの構築や看護師のスキルアップ研修等を県が 提供することを要望します。

市立小中学校における医療的ケアの実施状況

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受入人数	6人	8人	9人	11 人	12人
学 校 数	5 校	6 校	7 校	9 校	10 校

【要望の担当】

教育局 学校教育部 青少年相談センター所長 加藤 政義 042-769-8285

20 交番の効果的な設置及び再編 【継続】

(要望事項)

警察本部 地域部 地域総務課

交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

【要望の説明】

各区合計

県警察におかれましては、「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づき、令和4年度末で 県内 7 箇所の交番が統合され、令和5年度末にはさらに7箇所の交番を統合する予定である と承知しております。

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会 等から9箇所への新設等の要望があります。

このうち、町田駅南口地区については、現在市有地に民間交番を設置しておりますが、24時間の防犯対策が必要であることから、交番設置を地域から強く切望されている状況です。町田駅周辺で直近に発生した犯罪や、町田駅南口の治安を懸念している市民が多い現状を踏まえると、市としても交番設置の必要性が高いと考えております。

また、大野台地区については、相模原南警察署の神奈川県高相合同庁舎敷地内への移転後において地域防犯力の低下が懸念されるとして、地域から交番設置を要望する声が高まっております。

こうしたことから、市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況、その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めることを要望します。

区名	警察署	要望数	要望地区
緑区	相模原北警察署	2	橋本地区、大島団地
中央区	相模原警察署	5	宮下周辺、下九沢方面、矢部駅、淵野辺、田名(移設)
南区	相模原南警察署	2	大野台、町田駅南口

交番設置等要望箇所(9 箇所)

【要望の担当】

9

市民局 交通・地域安全課長 阿部 建治 042-769-8229

21 歩行者等の安全確保対策の推進 【継続】

(要望事項)

警察本部 交通部 交通規制課

歩行者や車両の安全な通行環境を確保するため、必要な財源を確保するとともに、迅速に安全対策を講ずること。

特に、通学時における児童の交通安全を早期に確保するため、引き続き、改善要望に対する安全対策を迅速に実施すること。また、検討に時間を要する場合は、安全対策の考え方や実施に向けたスケジュールを適宜、情報提供すること。

【要望の説明】

本市の交通事故件数は、近年、減少傾向にあるものの、歩行者が負傷する交通事故の割合は増加傾向となっております。年代別に見ると、15歳以下の子どもが負傷する歩行者事故が多い傾向にあります。また、交通量が多い交差点に関しては、特に視覚に障害のある方が横断歩道を横断する際に事故の危険性が高いことから、関係団体等から音響式信号機の設置に関する要望が上がっているところです。

児童の安全対策については、平成24年4月以降、全国各地で通学途上の児童が死傷する交通事故が相次いだことなどを受け、本市では学校、PTA、警察、道路管理者などの関係機関と連携した「通学路交通安全プログラム」を平成27年7月に策定し、通学路の交通安全施設整備等の取組を進めております。令和3年6月には、千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する事故が発生し、早急な安全対策の実施が求められているところですが、県における交通安全施設整備の取組については、市民や地域からの要請に十分に応えられているとは言えない状況にあります。

また、音響式信号機に関しては、毎年、関係団体等からの要望を踏まえ、市としても県に対して、設置の要請を行っておりますが、年間の設置台数は限られている状況です。

こうした状況を踏まえ、歩行者や車両の安全な通行環境を確保するため、県において必要な財源の確保に努めるとともに、迅速に安全対策を講じるよう要望します。特に、通学時における児童の交通安全を早期に図るため、交通安全施設整備等の安全対策を迅速に行うよう要望します。なお、検討に時間を要する場合には、安全対策の考え方や実施に向けたスケジュール等を適宜、情報提供するよう、併せて要望します。

相模原市交通事故統計(令和4年度)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交通事故による負傷者等	2,926人	2,573人	2,284人	2,451人	2,237人
うち歩行者	347人	309人	275人	320人	300人
(割合)	(11.9%)	(12.0%)	(12.0%)	(13.1%)	(13.4%)
歩行者のうち 15 歳以下	56人	36人	31人	34人	42人
(割合)	(16.1%)	(11.7%)	(11.3%)	(10.6%)	(14.0%)

【要望の担当】

教育局 学務課長	佐藤	洋一	042-769-8282
健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課長	沼田	好明	042-707-7055

令和6年度

県の予算・制度に関する要望書

相模原市 市長公室 政策課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号 TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 754 - 2280 seisaku@city.sagamihara.lg.jp